

第 6 7 号 議 案

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 4 年 3 月 7 日 提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市一般職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年亀岡市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 0 条 第 2 項 中 「 1 0 0 分 の 1 2 7 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 1 2 0 」 に 、 「 1 0 0 分 の 1 0 7 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 1 0 0 」 に 改 め 、 同 条 第 3 項 中 「 1 0 0 分 の 1 2 7 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 1 2 0 」 に 、 「 1 0 0 分 の 7 2 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 6 7 . 5 」 に 、 「 1 0 0 分 の 1 0 7 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 1 0 0 」 に 、 「 1 0 0 分 の 6 2 . 5 」 を 「 1 0 0 分 の 5 7 . 5 」 に 改 め る 。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
（令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の亀岡市一般職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第23条第1項から第3項まで又は第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 幹部職員 107.5分の15

(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 幹部職員 62.5分の10

亀岡市一般職員の給与に関する条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 国の給与改定措置に準じ、本市一般職員の令和4年度からの期末手当の支給割合を年間で0.15月分（再任用職員は0.1月分）引き下げて、次のとおりとすること。

	現 行	改正案	増 減
（一般職員）	100分の127.5 （年間100分の255）	100分の120 （年間100分の240）	△100分の15
（幹部職員）	100分の107.5 （年間100分の215）	100分の100 （年間100分の200）	△100分の15
（再任用一般職員）	100分の72.5 （年間100分の145）	100分の67.5 （年間100分の135）	△100分の10
（再任用幹部職員）	100分の62.5 （年間100分の125）	100分の57.5 （年間100分の115）	△100分の10

- 2 令和4年6月に支給する期末手当について、特例を設けること。
- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行すること。